

市民税・県民税・所得税などの申告のご案内

申告会場での申告の受付は、2月16日から3月15日までの月曜日から金曜日の平日に行います。

市民税・県民税の申告については市役所市民税課へ、所得税などの確定申告については越谷税務署へお問い合わせください。申告期間間近になると、会場は大変混雑します。申告は正しくお早めをお願いします。

問市民税課 ☎ 206

市民税・県民税の申告

申告に必要なもの

必ず必要なもの

▼マイナンバーカードまたは通知カードなどの原本または写し
▼運転免許証や健康保険被保険者証など▼給与所得などのあった方は源泉徴収票、事業所得(営業等・農業)・不動産所得のあった方は収入金額や経費などを記載した収支内訳書など▼筆記用具・電卓

申告内容により、必要なもの

〔控除資料〕▼社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書▼障害者手帳、療育手帳、または市が発行する障害者控除対象者認定書▼ふるさと納税の領収書や受領証▼医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書(医療費通知でも可)
※セルフメディケーション税制を受ける方は、「一定の取り組み」を行ったことを証明する書類(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診の結果通知表など)〔還付金の振込先口座を確認する書類〕振込先口座番号(本人名義)のわかるもの(通帳など)

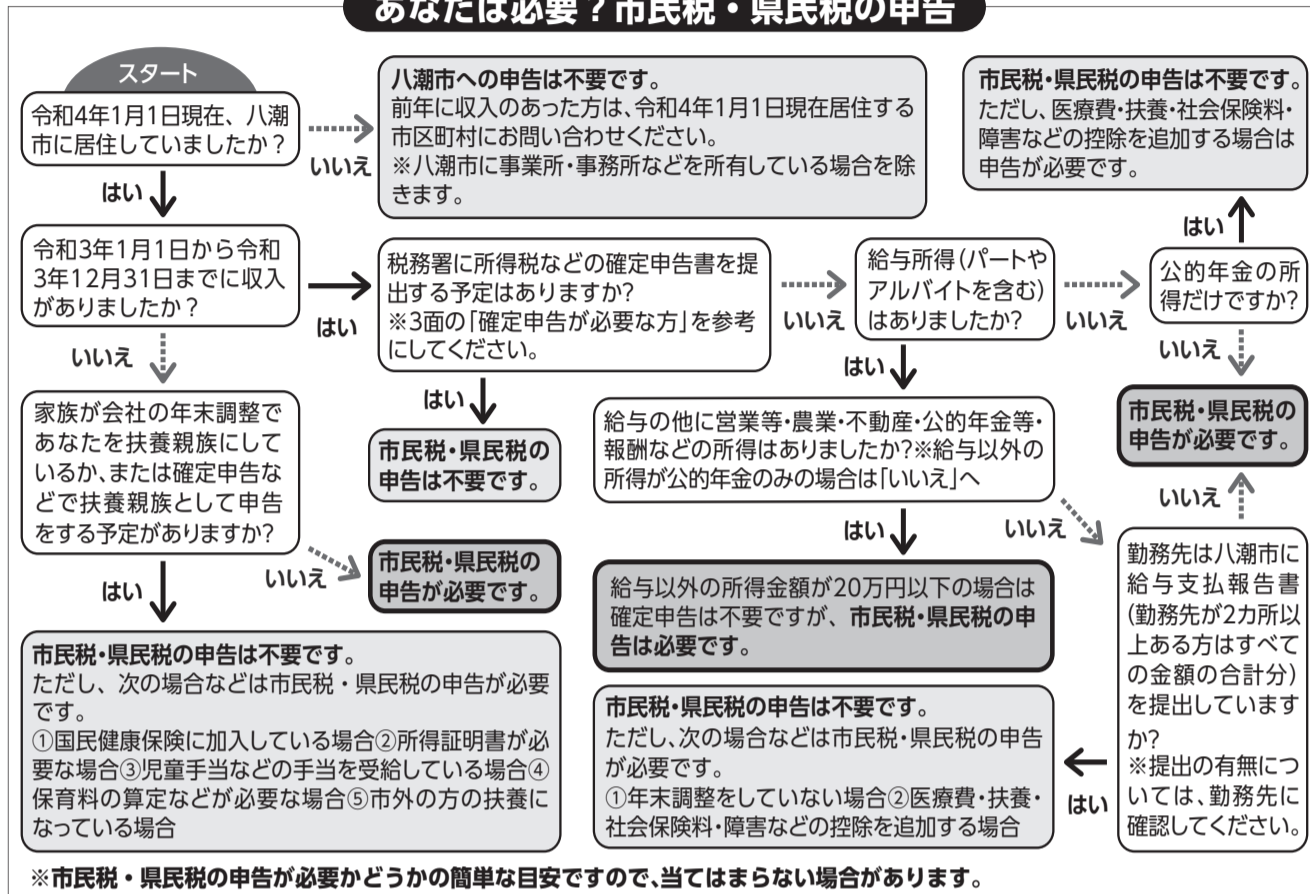
新型コロナウイルスの感染状況により申告受付日程が変更または中止となる場合があります。

なお、感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力をお願いします。

表2 簡易な確定申告(市民税・県民税申告会場で受け付け可能)

給与所得・公的年金等の源泉徴収票があり、次のいずれかの要件に該当する方(修正申告・更正の請求などを除く)	得など2種類以上の収入があった方の申告
▼医療費控除を受ける方の還付申告	▼扶養・障害者控除などを追加する方の還付申告
▼令和3年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告	▼一時所得があった方の申告
▼給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告	▼白色申告で、事業所得(営業等・農業)、不動産所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方の申告
▼公的年金などを2カ所以上から受けている方の申告	※市民税・県民税申告会場では受け付けられない確定申告でも、内容によっては税務署主催の申告会場を案内する場合があります。
▼給与所得と公的年金等の所	

あなたは必要?市民税・県民税の申告



提出方法

申告会場および日程は表1のとおりです。また、次の方は郵送による提出が可能です。ただし、マイナンバーおよび本人確認ができる書類の添付が必要です。
▼年末調整が済んでいる方で所得控除の追加、内容の変更がない方→源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。

▼所得がなかった方→市民税・県民税申告書裏面の「前年収入がなかった方の記入欄」にご記入ください。

市の申告会場で確定申告書を受け付けできる申告内容は、表2のとおりです。

表1 申告受付日程(各申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください)

●出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間・注意事項
2月	16日(水)	大曽根および申告会場近隣の方	大曽根中公民館 (受付時間) 午前9時30分~11時
	17日(木)	南後谷および申告会場近隣の方	資料館 午後1時30分~3時30分
	18日(金)	八條および申告会場近隣の方	八條公民館 ※受付時間内であっても受付を終了する場合があります。
	21日(月)	古新田および申告会場近隣の方	古新田公民館 (受付締切人数目安:約70人)
	22日(火)	南川崎および申告会場近隣の方	ゆまにて ※大曽根中公民館、古新田公民館には駐車場がありません。

●八潮メセナ会場(1階展示室)

受付日	対象地域	受付時間・注意事項
2月	24日(木)	(受付時間) 午前9時~11時 午後1時~4時
	25日(金)	
	27日(日)	
	28日(月)	
3月	1日(火)	※2/27日は、午前9時~11時のみ受付 ※受付時間内であっても受付を終了する場合があります。(受付締切人数目安:約70人) ※月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、申告受付場所のみ入場できます。なお、八潮メセナ駐車場は使用できません。
	2日(水)	
	3日(木)	
	4日(金)	
	7日(月)	
	8日(火)	
	9日(水)	
3月	10日(木)	※受付時間内であっても受付を終了する場合があります。(受付締切人数目安:約70人) ※月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、申告受付場所のみ入場できます。なお、八潮メセナ駐車場は使用できません。
	11日(金)	
	14日(月)	
	15日(火)	
	16日(水)	
	17日(木)	

※午前中に受け付けた場合でも、混雑状況により午後からの申告開始になることがあります。

※申告会場内の待合場所の密を避けるため、入口に受付番号の表示板を設置します。ご自身の順番まで申告会場以外の場所での待機にご協力ください。